

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 前橋長瀬線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで 大字下阿久原字冥加沢一八九四番	児玉郡神川町大字下阿久原字冥加 沢一八九四番一地先から同郡同町	区 間
一九・八六 三五・一八	一七・九四 二五・四二	敷地の幅員(メートル)
	二二・三三	延 長(メートル)
	落石防護柵設置工事	備 考